

# 映像製作者のための著作権問題最前線

映像コンテンツや放送番組がインターネットで配信され、動画を自由に視聴することができる時代がきていますが、課題も多くあります。ますます増える権利者不明の著作物の利用をめぐる法的課題について、また音楽著作権をめぐる課題について、二人の若手弁護士にお話いただくセミナーを開催いたします。皆様のご参加をお待ちしております。

日時：2017年3月21日（火曜日）17:00～20:10

会場：株式会社クリーク・アンド・リバー社 2階 ホール

東京都千代田区麹町2-10-9

（東京メトロ半蔵門線 半蔵門駅3a番・4番出口より徒歩2分／有楽町線 麹町駅3番出口より徒歩5分）

## I. 権利者が不明な映像の利用について（17:00～18:30）

講師：数藤 雅彦（Masahiko SUDO）氏

（五常法律会計事務所 パートナー弁護士）

- ・映像におけるパブリックドメインの注意点
- ・裁定制度の利用方法とその限界
- ・導入検討中の「拡大集中許諾制度」とは？

-----プロフィール-----

2012年弁護士登録。コンテンツの制作・配信業務を行う事業会社の企業内弁護士として権利処理の実務に従事した後、2015年より現職。著作権法、個人情報保護法、広告法務などを広く取り扱う。筑波大学法科大学院非常勤講師、第二東京弁護士会情報公開・個人情報保護委員会副委員長を兼任。



## II. 音楽著作権の基礎と処理実務（18:40～20:10）

講師：東條 岳（Gaku TOJO）氏

（Field-R 法律事務所 パートナー弁護士）

- ・音楽著作権処理の前提知識
- ・音楽業界の慣習を踏まえた音楽著作権処理実務の基礎  
-JASRACとNexToneにおける権利処理など
- ・利用シーン別音楽著作権処理の具体的な実務  
-放送、NetflixなどのSVODサービス、インターネット上の利用など

-----プロフィール-----

2008年弁護士登録。音楽著作権、アーティスト契約法務などのエンタテインメント法務を中心業務に、スマートフォン向けアプリの権利処理、利用規約などに関する法務なども取り扱う。主な著作に『プロダクションのためのアーティスト契約ガイド2013』『著作権法コンメンタル（第2版）』など。



定員：60名（申込み先着順、満員になり次第締め切ります）

申込方法：別紙申込書に必要事項を記入の上、**3月16日（木）**までにFAX又はメールしてください。

申込先：〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町17-18 藤和日本橋小網町ビル7階

（公社）映像文化製作者連盟（TEL:03-3662-0236/FAX:03-3662-0238/info@eibunren.or.jp）

参加費：会員4,000円、一般5,000円（1名・税込）

主催：公益社団法人 映像文化製作者連盟